

回高浜市議会臨時会において、高浜市国民健康保険税条例の一部が改正されました。

今回の改正の主な内容は、次のとおりです。

○40歳から64歳までの方に納めていただいております介護納付金の課税限度額を7万円から8万円に引き上げることとしております。

○平成17年1月1日現在において満65歳以上であった世帯主等で平成17年度に公的年金等所得について140万円の控除を受けられた方は、公的年金等控除の見直し等による控除額の引き下げに伴い、国民健康保険税の負担が増加することとなります。そこで、これに該当する世帯主などに対しては、次のとおり段階的な負担軽減措置を講ずることとしております。

・平成18年度及び平成19年度に限り、公的年金等所得から、平成18年度は13万円、平成19年度は7万円を上乗せ控除する課税の特例措置を講ずることとする。

・国民健康保険税の6割軽減または4割軽減の対象となる世帯主などを判定する際に参照する課税所得についても、平成18年度および平成19年度に限り、これまでの15万円の控除に加え、平

成18年度は13万円、平成19年度は7万円を上乗せ控除する特例措置を講ずることとする。

問合せ先

市民窓口グループ
国民健康保険担当(内線219・261)

介護保険制度が一部改正されました

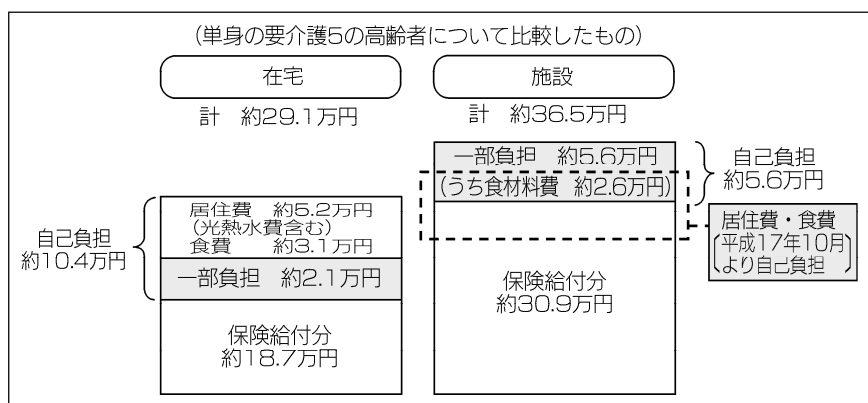
「②施設給付(居住費・食費の見直し)

4月より介護保険制度が見直されました。主な改正内容を4回にわたってご紹介しております。4月15日号では「①予防重視型システムへの転換」を紹介しました。今回は「②施設給付(居住費・食費)の見直し」です。

施設利用の「居住費」と「食費」が全額自己負担となります

平成17年9月まで、施設利用者の「居住費」と「食費」は介護保険から給付され、在宅の方は自己負担でした。そこで在宅と施設の給付と負担の公平性を図るために、平成17年10月より保険給付の対象となつて居る施設サービス利用時の「居住費」と「食費」が利用者の自己負担となりました。

在宅と施設の費用負担の比較



所得の低い方には負担額の軽減があります

所得の低い方については、居住費・食費の負担限度額を定め、過重な負担とならないようにしています。施設には、平均的な費用(基準費用額)と負担限度額との差額を保険給付で補うしくみ(補足給付)が新たに設けられました。

補足給付のしくみ(食費の場合)

	利用者負担第1段階	利用者負担第2段階	利用者負担第3段階	利用者負担第4段階
基準費用額	4.2万円	4.2万円	4.2万円	4.2万円
利用者負担	1.0万円	1.2万円	2.0万円	左記以外の方
補足給付	3.2万円	3.0万円	2.2万円	全額利用者負担
負担限度額	1.0~2.0万円	1.0~2.0万円	1.0~2.0万円	
利用者負担	1.0万円	1.2万円	2.0万円	

注: 利用者負担第1段階は「市町村民税世帯非課税の老齢福祉年金受給者、生活保護受給者」
利用者負担第2段階は「市町村民税世帯非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円以下の方」
利用者負担第3段階は「市町村民税世帯非課税で第2段階に該当しない方」

負担額の軽減には申請が必要です。すでに対象となる方には、申請書を送付していますが、施設サービスを利用予定でまだ提出していない方は、申請してください。

申請・問合せ先
いきいき広場内介護保険グループ
☎52-19871